

## 例規等の改正案について

### 1 4月施行予定の条例について（3月定例会議）

（仮称）芽室町議会ハラスメント防止条例の制定について

＜基本方針＞

（仮称）芽室町議会ハラスメント防止条例は、まず、議会が自律的に規律し得る範囲（議員間及び議員から職員への関係等）を中核として整備する。

＜対象範囲の整理＞

#### （1）条例の直接対象とする範囲

ア 議員間におけるハラスメント

イ 議員から職員（議会事務局職員及び執行機関職員）へのハラスメント

#### （2）条例の直接対象に含めない範囲

住民（有権者）等から議会関係者（議員・職員等）に対する不当な言動は、条例の直接対象とはしない。

なお、対象外の理由については、次のとおり整理し、総合的に判断したものである。

#### 記

ア 線引きが難しい

正当な批判・請願などの政治参加と、暴言・脅迫などのハラスメントの境界を条例で切りにくく、「批判封じ」と受け取られるリスクがある。

イ 議会条例は本来“内部統治”が中心

議員同士、議員と職員などは議会のルールで縛りやすいが、住民の行為を直接対象化すると権利制約や手続の論点が増える。

ウ 実効性を作り込みにくい

電話・メール・SNS・窓口・傍聴など場面が多様で、認定・記録・警告・退去・通報などの運用設計が重くなる。

エ 既存法令で対応できる部分が多い

脅迫、強要、侮辱、名誉毀損、威力業務妨害などは刑法等で対応可能で、条例化のメリットが見えにくい。

オ 運用が恣意的と疑われやすい

「誰が何をハラスメント認定するのか」が政治問題化しやすく、信頼リスクがある。